

(案)

大分南部国有林の地域別の森林計画書
変更計画

[令和3年12月変更]

(大分南部森林計画区)

計画期間

自 令和2年4月1日

至 令和12年3月31日

九州森林管理局

変更する理由

全国森林計画（令和3年6月15日閣議決定）に即し、林産物の搬出方法を追加し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法及び計画量等について変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、令和4年4月1日より生じる。

目 次

II 計画事項

| | |
|---------------------------------------|---|
| 第3 森林の整備に関する事項 | 3 |
| 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） | 3 |
| (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | 3 |
| 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 | 3 |
| (3) 林産物の搬出方法等 | 3 |
| 第5 計画量等 | 3 |
| 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 | 3 |
| 2 間伐面積 | 3 |
| 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 | 3 |

II 計画事項

II 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うこととし、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)～(2) (略)

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3

| 区 分 | 総数 | | | 主伐 | | | 間伐 | | |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 |
| 総 数 | 1054 | 728 | 327 | 240 | 166 | 75 | 814 | 562 | 252 |
| うち前半5年分 | 521 | 359 | 162 | 125 | 86 | 39 | 396 | 273 | 123 |

注 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

| 区 分 | 間伐面積 |
|---------|-------|
| 総 数 | 7,358 |
| うち前半5年分 | 3,580 |

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

| 区 分 | 人工造林 | 天然更新 |
|---------|------|------|
| 総 数 | 965 | 50 |
| うち前半5年分 | 478 | 25 |

